



## 火災予防条例(例)における発電設備の設置の届出について

12月号では発電設備の設置に際し、火災予防条例(例)(各市町村が火災予防条例を制定する際のモデルとして、国(消防庁)が示したもの)において義務づけられている届出について紹介します。

### 生徒

火災予防条例により、発電設備の設置の際に義務づけられている届出はありますか？

### 先生

発電設備は燃料として危険物(石油類)を使用することから、貯蔵又は取扱う量が指定数量の1/5以上指定数量未満の場合、火災予防条例(例)第46条により届出等が義務づけられています。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第46条 指定数量の1/5以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の1/2以上)指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

### 先生

火災予防条例(例)第46条をベースに各市町村が火災予防条例において、少量危険物(指定数量の1/5以上指定数量未満の危険物)又は指定可燃物を貯蔵又は取扱う際の届出を義務づける規定が定められています。

届出書の様式(※)についても、同様に各市町村条例により定められています。

※ 様式の例

・第7号様式	少量危険物貯蔵取扱所 指定可燃物貯蔵取扱所	設置(変更)届出書……………東京都
・第14号様式	少量危険物 指定可燃物等	貯蔵、取扱(変更・廃止)届出書……大阪市

火災予防条例（例）では発電設備の位置、構造及び管理の基準が具体的に定められています。その外に発電設備に係る事項で義務づけられていることがありますか？

火災予防条例（例）では、「火を使用する設備」として設置の届出が必要な設備等について、第44条により定められています。この中には、発電設備（第十一号）も含まれています。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

- 一 熱風炉
- 二 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- 三 前号に掲げるもののほか、据付面積 2 m<sup>2</sup>以上の炉（個人の住宅に設けるものを除く。）
- 三の二 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が 350kW以上の厨房設備
- 四 入力70kW以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- 五 ボイラー又は入力70kW以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）
- 六 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- 七 サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- 七の二 入力70kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- 八 火花を生じる設備
- 八の二 放電加工機
- 九 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kW以下のものを除く。）
- 十 燃料電池発電設備（第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）
- 十一 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第12条第4項に定めるもの（※）を除く。）
- 十二 蓄電池設備
- 十三 設備容量 2 kVA以上のネオン管灯設備
- 十四 水素ガスを充てんする気球

※ 屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であつて、所定の外箱に収納されている出力10kW未満のもの。

火災予防条例（例）第44条をベースに、各市町村が火災予防条例において、火を使用する設備として発電設備（移動用発電設備は除く。）を設置した際の届出を義務づける規定が定められています。

発電設備を設置した場合、所轄の消防機関へ所定の届出書の提出が必要とされ、その様式（※）についても、同様に各市町村条例により定められています。

※ 様式の例

- ・第5号様式 電気設備設置（変更）届出書 ……東京都
- ・第6号様式 発電設備設置（変更）届出書 ……大阪市